

米沢市告示第 164 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により、次のとおり告示します。

令和 7年 6 月26日

米沢市長 近藤 洋介

所 在 地	米沢市東一丁目8113番地9
建 物 の 種 類	居宅
家 屋 番 号	8113番9
建 物 の 構 造	木造カラー鉄板葺2階建
床 面 積	1階 87.19㎡ 2階 58.50㎡
所有者等に命ずる 必要な措置の内容	下記措置の期限までに、当該建築物を除却すること。
措 置 の 期 限	令和 7年 7月11日 期限までに措置が履行されない場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。
動 産 等 の 取 扱 い	市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。 動産等について権利を主張しようとする者は、上記措置の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問い合わせ先に通知すること。
問 い 合 わ せ 先	米沢市建設部建築住宅課空き家対策担当 0238-22-5111